

二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領（令和５年９月６日付け５消安第３１８２号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（選果こん包施設の登録） 第３ 対象生果実について、選果こん包を行う施設（以下「選果こん包施設」という。）の責任者は、選果こん包施設登録申請書（第３号様式）を当該選果こん包施設の所在する都道府県に提出するものとする。<u>なお、責任者が、選果こん包施設登録申請書の記載内容を変更する場合には、直ちに修正した選果こん包施設登録申請書を当該都道府県に提出するものとする。</u> ２～１０ （略） （くん蒸処理施設の登録） 第６ 対象生果実について、くん蒸処理を行う施設（以下「くん蒸処理施設」という。）の責任者は、くん蒸処理施設登録申請書（第９号様式）に<u>各別紙の第２０</u>に掲げる書類を添付して、当該くん蒸処理施設の所在する都道府県に提出するものとする。 ２～９ （略） （栽培地検査） 第７ 対象生果実について、栽培地検査を受けようとする者（以下「栽培地検査申請者」という。）は、その受けようとする栽培地検査の実施場所	（選果こん包施設の登録） 第３ 対象生果実について、選果こん包を行う施設（以下「選果こん包施設」という。）の責任者は、選果こん包施設登録申請書（第３号様式）を当該選果こん包施設の所在する都道府県に提出するものとする。 ２～１０ （略） （くん蒸処理施設の登録） 第６ 対象生果実について、くん蒸処理を行う施設（以下「くん蒸処理施設」という。）の責任者は、くん蒸処理施設登録申請書（第９号様式）を、当該くん蒸処理施設の所在する都道府県に提出するものとする。 ２～９ （略） （栽培地検査） 第７ 対象生果実について、栽培地検査を受けようとする者（以下「栽培地検査申請者」という。）は、その受けようとする栽培地検査の実施場所

を管轄する植物防疫所の植物防疫官又は栽培地検査の登録を行った登録検査機関（その登録に係る検査を行う区域に当該栽培地検査の実施場所を含むものに限る。）に対し、栽培地検査申請書（植物防疫官への申請にあつては輸出検査実施要領の様式第1号、登録検査機関への申請にあつては業務規程（法第10条の9第1項及び登録検査機関の登録等実施要領（令和5年2月20日付け4消安第5910号消費・安全局長通知。以下「登録等実施要領」という。）第3の1に規定するものをいう。以下同じ。）に定める様式をいう。以下同じ。）を、各別紙の第23の2に掲げる期日までに、同第23の2に掲げる添付書類を添付して、原則として農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を通じて提出するものとする。

2～11 （略）

（選果こん包の実施）

第11 （略）

2 （略）

3 登録選果こん包施設の責任者は、前項の選果こん包実施報告書の写しを、当該登録選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に、原則としてeMAFFを通じて提出するものとする。なお、登録選果こん包施設の責任者が、第15の1の目視検査申請者として目視検査申請を行う場合は、目視検査申請時の選果こん包実施報告書の写しの提出をもって、当該選果こん包実施報告書が登録選果こん包施設の責任者から、植物防疫官へ提出されたものとする。

4～6 （略）

を管轄する植物防疫所の植物防疫官又は栽培地検査の登録を行った登録検査機関（その登録に係る検査を行う区域に当該栽培地検査の実施場所を含むものに限る。）に対し、栽培地検査申請書（植物防疫官への申請にあつては輸出検査実施要領の様式第1号、登録検査機関への申請にあつては業務規程（法第10条の9第1項及び登録検査機関の登録等実施要領（令和5年2月20日付け4消安第5910号消費・安全局長通知。以下「登録等実施要領」という。）第3の1に規定するものをいう。以下同じ。）に定める様式をいう。以下同じ。）を、各別紙の第5に掲げる期日及び添付書類を準用して、原則として農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を通じて提出するものとする。

2～11 （略）

（選果こん包の実施）

第11 （略）

2 （略）

3 登録選果こん包施設の責任者は、前項の選果こん包実施報告書の写しを、当該登録選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に、原則としてeMAFFを通じて提出するものとする。

4～6 （略）

第3号様式（第3関係）

.....選果こん包施設登録申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

申請者住所

申請者氏名

下記施設を登録選果こん包施設として申請します。

選果こん包施設名 Name of packing house	所在地及び連絡先 Address and phone number	責任者氏名 Name of person in charge	選果技術員氏名 Name of technical personnel for sorting	夜間作業の有無	施設情報の公表可否	備考
				有・無	可・否	

（注1）には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

（注2） 選果こん包施設名欄、所在地及び連絡先欄、責任者氏名欄並びに選果技術員氏名欄については、英文併記とすること。

（注3） 選果技術員の配置が本要領で規定されていない場合は、選果技術員氏名欄に「一」を記載すること。

（注4） 夜間作業の有無欄について、夜間に選果こん包作業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」に○を記入すること。

（注5） 施設情報の公表可否欄について、植物防疫所ホームページへの施設情報の掲載を可とする場合には「可」、不可とする場合は「否」に○を記入すること。

第3号様式（第3関係）

.....選果こん包施設登録申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

申請者住所

申請者氏名

下記施設を登録選果こん包施設として申請します。

選果こん包施設名 Name of packing house	所在地及び連絡先 Address and phone number	責任者氏名 Name of person in charge	選果技術員氏名 Name of technical personnel for sorting	夜間作業の有無	施設情報の公表可否	備考
				有・無	可・否	

（注1）には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

（注2） 選果こん包施設名欄、所在地及び連絡先欄、責任者氏名欄並びに選果技術員氏名欄については、英文併記とすること。

（新設）

（注3） 夜間作業の有無欄について、夜間に選果こん包作業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」に○を記入すること。

（注4） 施設情報の公表可否欄について、植物防疫所ホームページへの施設情報の掲載を可とする場合には「可」、不可とする場合は「否」に○を記入すること。

第4号様式（第3関係）

登録選果こん包施設一覧表（ 年度）

登録選果 こん包 施設番号 Code of registered packing house	選果 こん包施 設名 Name of packing house	都道府 県名 Prefe cture	所在地 及び 連絡先 Address and phone number	責任者 氏名 Name of person in charge	選果技術 員氏名 Name of technical personnel for sorting	夜間作 業の 有無	備考
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	

（注1）には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

（注2）選果こん包施設名欄、都道府県名欄、所在地及び連絡先欄、責任者氏名欄並びに選果技術員氏名欄については、英文併記とすること。

（注3）選果技術員の配置が本要領で規定されていない場合は、選果技術員氏名欄に「―」を記載

（注4）植物防疫所のホームページに当該一覧表を掲載する際には、責任者氏名欄及び選果技術員氏名欄を削除すること。

第4号様式（第3関係）

登録選果こん包施設一覧表（ 年度）

登録選果 こん包 施設番号 Code of registered packing house	選果 こん包施 設名 Name of packing house	都道府 県名 Prefe cture	所在地 及び 連絡先 Address and phone number	責任者 氏名 Name of person in charge	選果技術 員氏名 Name of technical personnel for sorting	夜間作 業の 有無	備考
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	

（注1）には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。

（注2）選果こん包施設名欄、都道府県名欄、所在地及び連絡先欄、責任者氏名欄並びに選果技術員氏名欄については、英文併記とすること。

（新設）

（注3）植物防疫所のホームページに当該一覧表を掲載する際には、責任者氏名欄及び選果技術員氏名欄を削除すること。

米国向けうんしゅうみかん

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）

本文第 7（栽培地検査）

第 23 の 2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第 7 の 1 関係）

米国向けうんしゅうみかん

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

- 第 12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 4 の 2 関係）
- 第 13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第 4 の 3 の（4）関係）
- 第 14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 4 の 5 関係）
- 第 15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第 4 の 6 関係）

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

- 第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 5 の 2 関係）
- 第 17 低温処理施設の登録要件（本文第 5 の 3 関係）
- 第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 5 の 5 関係）
- 第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 5 の 6 関係）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

- 第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 2 関係）
- 第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）
- 第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）
- 第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）

本文第 7（栽培地検査）

（新設）

ア 提出期日：毎年４月３０日

イ 添付書類：不要

第24・第25 （略）

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

（削る）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

（削る）

別紙 1－2

米国向けかき

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

第24・第25 （略）

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）

別紙 1－2

米国向けかき

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

第 12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 4 の 2 関係）

第 13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第 4 の 3 の（４）関係）

第 14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 4 の 5 関係）

第 15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第 4 の 6 関係）

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 5 の 2 関係）

第 17 低温処理施設の登録要件（本文第 5 の 3 関係）

第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 5 の 5 関係）

(削る)

本文第 6 (くん蒸処理施設の登録) : 適用しない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

本文第 7 (栽培地検査)

第23の2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出 (本文第 7 の 1 関係)

ア 提出期日 : 毎年 4 月 30 日

イ 添付書類 : 指定生産地域における第 4 のアの防除プログラム

第24・25 (略)

本文第 12 (低温処理の実施) : 適用しない。

(削る)

本文第 13 (くん蒸処理の実施) : 適用しない。

(削る)

本文第 14 (消毒検査及び精密検査) : 適用しない。

(削る)

(削る)

(削る)

第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出 (本文第 5 の 6 関係)

本文第 6 (くん蒸処理施設の登録) : 適用しない。

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出 (本文第 6 の 2 関係)

第 21 くん蒸処理施設の登録要件 (本文第 6 の 3 関係)

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出 (本文第 6 の 5 関係)

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出 (本文第 6 の 6 関係)

本文第 7 (栽培地検査)

(新設)

第24・25 (略)

本文第 12 (低温処理の実施) : 適用しない。

第 31 低温処理の内容 (本文第 12 の 1 関係)

本文第 13 (くん蒸処理の実施) : 適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容 (本文第 13 の 1 関係)

本文第 14 (消毒検査及び精密検査) : 適用しない。

第 33 消毒の内容 (本文第 14 の 1 関係)

第 34 精密検査の内容 (本文第 14 の 1 関係)

第35 消毒検査申請書又は精密検査の添付書類 (本文第14の 1 関係)

別紙 1－3

米国向けなし

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

- （削る）
- （削る）
- （削る）
- （削る）

本文第 7（栽培地検査）

第23の2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第 7 の 1 関係）

別紙 1－3

米国向けなし

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

- 第 12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 4 の 2 関係）
- 第 13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第 4 の 3 の（4）関係）
- 第 14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 4 の 5 関係）
- 第 15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第 4 の 6 関係）

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

- 第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 5 の 2 関係）
- 第 17 低温処理施設の登録要件（本文第 5 の 3 関係）
- 第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 5 の 5 関係）
- 第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 5 の 6 関係）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

- 第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 2 関係）
- 第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）
- 第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）
- 第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）

本文第 7（栽培地検査）

（新設）

ア 提出期日：毎年 4 月 30 日又は栽培地検査を受けようとする 30 日
前のいずれか早い日

イ 添付書類：不要

第24・第25 （略）

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）：適用しない。
（削る）

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。
（削る）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。
（削る）

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。
（削る）
（削る）
（削る）

別紙 2

インド向けりんご

第24・第25 （略）

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）：適用しない。

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置
内容（本文第 9 の 2 関係）

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）：適用しない

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 35 精密検査申請書又は精密検査の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

別紙 2

インド向けりんご

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 1 及び 2 関係）

ア （略）

イ 添付書類：次に掲げる資料（第 21 のウの場合に限る。）

①～③ （略）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）：次のアからウのいずれかに掲げる要件を満たすこと。

ア 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であって、同規程別表 4 の特 A 級又は A 級に該当するくん蒸処理施設

イ・ウ （略）

本文第 7（栽培地検査）：適用しない。

（削る）

（削る）

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）：適用しない。

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

第 12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 4 の 2 関係）

第 13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第 4 の 3 の（4）関係）

第 14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 4 の 5 関係）

第 15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第 4 の 6 関係）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 2 関係）

ア （略）

イ 添付書類：次に掲げる資料（第 21 のイの場合に限る。）

①～③ （略）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）：次のアからウのいずれかに掲げる要件を満たすこと。

ア 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であって、同規程別表 4 の特 A 級に該当するくん蒸処理施設

イ・ウ （略）

本文第 7（栽培地検査）：適用しない。

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）：適用しない。

(削る)

(削る)

本文第 9 (栽培地検査結果による登録の取消し) : 適用しない。

(削る)

別紙 3 - 1

オーストラリア向けいちご

本文第 4 (保管施設の登録) : 適用しない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

本文第 5 (低温処理施設の登録) : 適用しない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

本文第 6 (くん蒸処理施設の登録)

第 21 くん蒸処理施設の登録要件 (本文第 6 の 3 関係)

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件 (本文第 8 の 1 の (4) 関係)

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容 (本文第 8 の 2 の (2) 関係)

本文第 9 (栽培地検査結果による登録の取消し) : 適用しない。

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 9 の 2 関係)

別紙 3 - 1

オーストラリア向けいちご

本文第 4 (保管施設の登録) : 適用しない。

第 12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出 (本文第 4 の 2 関係)

第 13 保管施設の本文以外の登録要件 (本文第 4 の 3 の (4) 関係)

第 14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出 (本文第 4 の 5 関係)

第 15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出 (本文第 4 の 6 関係)

本文第 5 (低温処理施設の登録) : 適用しない。

第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出 (本文第 5 の 2 関係)

第 17 低温処理施設の登録要件 (本文第 5 の 3 関係)

第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出 (本文第 5 の 5 関係)

第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出 (本文第 5 の 6 関係)

本文第 6 (くん蒸処理施設の登録)

第 21 くん蒸処理施設の登録要件 (本文第 6 の 3 関係)

ア 次の①から③のいずれかに掲げる要件を満たすこと。

- ① 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であって、同規程別表 4 の特 A 級又は A 級に該当するくん蒸処理施設

②・③ （略）

イ （略）

本文第 7（栽培地検査）

第23の2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第7の1関係）

ア 提出期日：毎年7月31日

イ 添付書類：生産施設の所在地に係る地図及び親株が健全苗であることを示す資料

第24・第25 （略）

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

（削る）

別紙 3－2

オーストリア向けかき

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

（削る）

ア 次の①から③のいずれかに掲げる要件を満たすこと。

- ① 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であって、同規程別表 4 の特 A 級に該当するくん蒸処理施設

②・③ （略）

イ （略）

本文第 7（栽培地検査）

（新設）

第24・第25 （略）

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

別紙 3－2

オーストリア向けかき

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

第 12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 4 の 2 関係）

(削る)

(削る)

(削る)

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 1 及び 2 関係）

ア （略）

イ 添付書類：次に掲げる資料（ただし、第 21 のウの場合に限る。）

①～③ （略）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）：次のアからウのいずれかに掲げる要件を満たすこと。

ア 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であって、同規程別表 4 の特 A 級又は A 級に該当するくん蒸処理施設

イ・ウ （略）

第 13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第 4 の 3 の（4）関係）

第 14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 4 の 5 関係）

第 15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第 4 の 6 関係）

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 5 の 2 関係）

第 17 低温処理施設の登録要件（本文第 5 の 3 関係）

第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 5 の 5 関係）

第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 5 の 6 関係）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 2 関係）

ア （略）

イ 添付書類：次に掲げる資料（ただし、第 21 のイの場合に限る。）

①～③ （略）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）：次のアからウのいずれかに掲げる要件を満たすこと。

ア 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であって、同規程別表 4 の特 A 級に該当するくん蒸処理施設

イ・ウ （略）

本文第 7（栽培地検査）

第23の 2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第 7 の 1 関係）

ア 提出期日：毎年 5 月 31 日

イ 添付書類：不要

第24・第25 （略）

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

（削る）

別紙 3－3

オーストラリア向けぶどう

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

本文第 7（栽培地検査）

（新設）

第24・第25 （略）

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

別紙 3－3

オーストラリア向けぶどう

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

第 12 保管施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 4 の 2 関係）

第 13 保管施設の本文以外の登録要件（本文第 4 の 3 の（4）関係）

第 14 登録保管施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 4 の 5 関係）

第 15 登録保管施設一覧表の輸入国への提出（本文第 4 の 6 関係）

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 5 の 2 関係）

第 17 低温処理施設の登録要件（本文第 5 の 3 関係）

第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 5 の 5 関係）

第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 5 の 6 関係）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

本文第 7（栽培地検査）

第23の 2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第 7 の 1 関係）

ア 提出期日：毎年 4 月 30 日

イ 添付書類：不要

第24 （略）

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）

ア～ウ （略）

（削る）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 2 関係）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）

本文第 7（栽培地検査）

（新設）

第24 （略）

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）

ア～ウ （略）

エ 指導

① 灰星病（２種）及びさび病が発見された場合は直ちに対象病害の防除措置（薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等）を実施するよう、管理者に指示するものとする。

② 異常果実を発見した場合は、直ちに除去するよう管理者に指示するものとする。

③ 対象生果実に袋かけが適切に行われていない果実を発見した場合は、当該果実を直ちに除去するとともに、その他の生果実についても、袋かけが適切に行われているかどうかについて点検を行

エ (略)

本文第 9 (栽培地検査結果による登録の取消し)

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 9 の 2 関係)

ア 有害動植物

- ① 第 24 の検査等の場合 : 黒腐病又は房枯病
- ② 第 25 の検査等の場合 : 黒腐病、房枯病、灰星病 (2 種) 又はさび病

イ 措置内容

- ① 第 24 の検査等の場合 : 黒腐病又は房枯病が発見された登録生産園地の登録の取消し
- ② 第 25 の検査等の場合 : 黒腐病、房枯病、灰星病 (2 種) 又はさび病が発見された登録生産園地の登録の取消し

本文第 12 (低温処理の実施) : 適用しない。

(削る)

本文第 13 (くん蒸処理の実施) : 適用しない。

(削る)

本文第 14 (消毒検査及び精密検査) : 適用しない。

(削る)

うよう、管理者に指示するものとする。

オ (略)

本文第 9 (栽培地検査結果による登録の取消し)

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 9 の 2 関係)

ア 有害動植物 : 黒腐病又は房枯病

(新設)

(新設)

イ 措置内容 : 黒腐病又は房枯病が発見された登録生産園地の登録の取消し

(新設)

(新設)

本文第 12 (低温処理の実施) : 適用しない。

第 31 低温処理の内容 (本文第 12 の 1 関係)

本文第 13 (くん蒸処理の実施) : 適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容 (本文第 13 の 1 関係)

本文第 14 (消毒検査及び精密検査) : 適用しない。

第 33 消毒の内容 (本文第 14 の 1 関係)

(削る)

(削る)

別紙 4－1

カナダ向けりんご (システムズアプローチ)

本文第 5 (低温処理施設の登録) : 適用しない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

本文第 6 (くん蒸処理施設の登録) : 適用しない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

本文第 7 (栽培地検査)

第23の2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出 (本文第 7 の 1 関係)

ア 提出期日 : 毎年 5 月 1 日

イ 添付書類

① 発生予察事業又はそれに準ずる調査の対象有害動植物が分かる資料

第 34 精密検査の内容 (本文第 14 の 1 関係)

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類 (本文第 14 の 1 関係)

別紙 4

カナダ向けりんご

本文第 5 (低温処理施設の登録) : 適用しない。

第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出 (本文第 5 の 2 関係)

第 17 低温処理施設の登録要件 (本文第 5 の 3 関係)

第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出 (本文第 5 の 5 関係)

第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出 (本文第 5 の 6 関係)

本文第 6 (くん蒸処理施設の登録) : 適用しない。

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出 (本文第 6 の 2 関係)

第 21 くん蒸処理施設の登録要件 (本文第 6 の 3 関係)

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出 (本文第 6 の 5 関係)

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出 (本文第 6 の 6 関係)

本文第 7 (栽培地検査)

(新設)

② 防除暦等

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

（削る）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

（削る）

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

別紙 4—2

カナダ向けりんご（袋かけ）

本文第 1（目的及び定義）

第 1 対象生果実（本文第 1 の 2 関係）：カナダ向けに袋かけの措置を適用して輸出するりんご（*Malus spp.*）の生果実

第 2 適用範囲（本文第 1 の 3 関係）：本別紙においては、本文第 2 から第 6 まで、第 8 の 1 の（4）及び 2 の（2）、第 9 から第 14 まで並びに第 17 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物（本文第 1 の 4 関係）

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 35 消毒検査申請書又は精密検査の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

（新設）

ア 高リスク有害動植物：該当なし

イ 中リスク有害動植物：リンゴ灰星病菌 (*Monilinia fructigena*)、リンゴモニリア病 (*Monilinia mali*)、リンゴ灰星病菌の一種 (*Monilinia polystroma*)、リンゴコカクモンハマキ (*Adoxophyes orana*)、モモシンクイガ (*Carposina sasakii*)、モモノゴマダラノメイガ (*Conogethes punctiferalis*)、スモモヒメシンクイ (*Grapholita dimorpha*)、リンゴシンクイ (*Grapholita inopinata*)、ナシヒメシンクイ (*Grapholita molesta*)、*Spilonota* 属 (*Spilonota spp.*) ※、キイロマイコガ (*Stathmopoda auriferella*) 及びオウトウハダニ (*Amphitetranychus viennensis*)

※ 日本既発生でカナダ未発生 of *Spilonota* 属のうち、りんごを加害するのはシロヒメシンクイ (*Spilonota albicana*)。

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)：適用しない。

本文第 3 (選果こん包施設の登録)：適用しない。

本文第 4 (保管施設の登録)：適用しない。

本文第 5 (低温処理施設の登録)：適用しない。

本文第 6 (くん蒸処理施設の登録)：適用しない。

本文第 7 (栽培地検査)

第 23 の 2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出 (本文第 7 の 1 関係)

ア 提出期日：毎年 3 月 31 日

イ 添付書類：不要

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

ア 実施時期及び回数：開花期～幼果期及び収穫前に 1 回ずつ

イ 方法

① 開花期～幼果期の確認：ほ場内の栽培地検査申請書に記載のある全ての樹について、リンゴモニリア病の発生の有無を目視により確認するものとする。

② 収穫前の確認：ほ場内の栽培地検査申請書に記載のある全ての樹について、袋かけの状況を目視により確認するものとする。

ウ 指導：検疫対象有害動植物が発見された場合は、当該対象有害動植物の防除措置（薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等）を実施するよう、管理者に指示するものとする。

※ 検査成績表は、補助員検査記録書（輸出検査実施要領様式第 7 号）を用いるものとする。なお、補助員がイの①②のいずれかの時期の確認を行うものとし、もう一方の時期の確認は植物防疫官が行うものとする。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）：適用しない。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）

ア 袋かけの措置が行われた園地にあつては、袋かけを実施したこと。

イ 袋かけの措置を行わなかった園地（袋かけが適切に行われなかつ

た園地を含む。)にあっては、袋かけが未実施であること。

本文第 9 (栽培地検査結果による登録の取消し) : 適用しない。

本文第 11 (選果こん包の実施) : 適用しない。

本文第 12 (低温処理の実施) : 適用しない。

本文第 13 (くん蒸処理の実施) : 適用しない。

本文第 14 (消毒検査及び精密検査) : 適用しない。

本文第 15 (目視検査)

第 36 目視検査申請書の添付書類 (本文第 15 の 1 関係) : 栽培地検査報告書又はその写し

第 37 目視検査の内容 (本文第 15 の 9 の (4) 関係)

ア 検査荷口の単位 : 1 回の選果こん包で取り扱われた対象生果実

イ 検査抽出数量 : 検査荷口ごとに 2 % 以上

ウ 方法の詳細 : 検疫対象有害動植物の食入痕が認められる対象生果実
は全て切開し、寄生の有無を確認すること。また、寄生が疑われる
対象生果実が発見された場合は、当該輸出検査単位内の最低 10 個
の対象生果実を切開し、寄生の有無を確認すること。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準 (本文第 15 の 10 の (3) 関係) : 適用しない。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内
容 (本文第 15 の 13 関係) : 適用しない。

本文第 16 (植物検疫証明書の交付)

第 40 輸出検査申請書の添付書類 (本文第 16 の 1 関係)

ア 栽培地検査報告書又はその写し

イ 目視検査報告書又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次の追記を行う。

The fruit in this shipment was bagged while developing on the tree and has been inspected and found free of all living stages of *Adoxophyes orana*, *Amphitetranychus viennensis*, *Carposina sasakii*, *Conogethes punctiferalis*, *Grapholita dimorpha*, *Grapholita inopinata*, *Grapholita molesta*, *Monilinia fructigena*, *Monilinia mali*, *Monilinia polystroma*, *Spilonota spp.* and *Stathmopoda auriferella*."

※ 追記については Canadian Food Inspection Agency のホームページにて、最新の追記情報を確認すること。

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）：適用しない。

本文第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：植物防疫官は、対象生果実について、選果こん包を行う施設を確認し、目視検査に先立って、当該施設で選果が行われたことを確認するものとする。ただし、当該施設で目視検査を行う場合は、この限りではない。

ベトナム向けうんしゅうみかん

本文第 2（生産園地・生産施設の登録）

第 4 生産園地の登録要件（本文第 2 の 1 関係）

ア～エ （略）

オ ミカンバエの発生地域から、ミカンバエの寄生する植物が持ち込まれないこと。

カ （略）

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

本文第 7（栽培地検査）

第 23 の 2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第 7 の 1 関係）

ベトナム向けうんしゅうみかん

本文第 2（生産園地・生産施設の登録）

第 4 生産園地の登録要件（本文第 2 の 1 関係）

ア～エ （略）

オ ミカンバエの発生地域から、ミカンバエの寄主する植物が持ち込まれないこと。

カ （略）

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

第 16 低温処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 5 の 2 関係）

第 17 低温処理施設の登録要件（本文第 5 の 3 関係）

第 18 登録低温処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 5 の 5 関係）

第 19 登録低温処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 5 の 6 関係）

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 2 関係）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）

本文第 7（栽培地検査）

（新設）

ア 提出期日：毎年２月末日

イ 添付書類：防除暦等（和文及び英文）

第 24・第 25 （略）

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ 及び褐斑細菌病

イ 措置内容

① ミカンバエが発見された登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲内にあり、同じ防除暦等に従って有害動植物の防除を行っている登録生産園地の登録の取消し

② 褐斑細菌病が発見された登録生産園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ 及び褐斑細菌病

イ 措置内容

第 24・第 25 （略）

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ

イ 措置内容：ミカンバエが発見された登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲内にあり、同じ防除暦等に従って有害動植物の防除を行っている登録生産園地の登録の取消し

（新設）

（新設）

本文第 11（選果こん包の実施）

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ

イ 措置内容：ミカンバエが発見された対象生果実を生産した登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲内にあり、同じ防除暦等に従って有害動植物の防除を行っている登録生産園地の登録の取消し

① ミカンバエが発見された対象生果実を生産した登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲内にあり、同じ防除暦等に従って有害動植物の防除を行っている登録生産園地の登録の取消し

② 褐斑細菌病が発見された対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

（削る）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

（削る）

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

本文第15（目視検査）

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 13 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ及び褐斑細菌病

イ 措置内容

（新設）

（新設）

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

第 31 低温処理の内容（本文第 12 の 1 関係）

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

本文第15（目視検査）

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 13 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ

イ 措置内容：ミカンバエが発見された荷口の対象生果実を生産した登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲内にあり、同じ防除暦等に従って有害動植物の防除を行っている登録生

① ミカンバエが発見された荷口の対象生果実を生産した登録生産園地及び当該登録生産園地と同じトラップの有効範囲内にあり、同じ防除暦等に従って有害動植物の防除を行っている登録生産園地の登録の取消し

② 褐斑細菌病が発見された荷口の対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）

ア 査察時期：毎年、輸出時期の前

イ 査察対象：登録生産園地及び登録選果こん包施設

別紙 5－2

ベトナム向けなし

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

本文第 7（栽培地検査）

第23の2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第 7 の 1 関係）

産園地の登録の取消し

（新設）

（新設）

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）

ア 査察時期：毎年、輸出時期の前

イ 査察対象：登録生産園地

別紙 5－2

ベトナム向けなし

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 2 関係）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）

本文第 7（栽培地検査）

（新設）

ア 提出期日：毎年３月３１日

イ 添付書類：防除暦等（和文及び英文とする。毎年４月３０日を提出期限として、生産園地・生産施設登録申請書の提出後に提出することも可とする。）

ウ 注意事項：生産園地・生産施設登録申請書の備考欄に３種のシンクイガに対して講ずる第４のウの措置内容を記載するものとする。

第24・第25 （略）

別紙５－３

ベトナム向けりんご

本文第１（目的及び定義）

第３ 検疫対象有害動植物（本文第１の４関係）

ア 高リスク有害動植物：*Botryosphaeria obtusa*（リンゴ黒腐病）、*Botryosphaeria ribis*（リンゴ胴腐病）、*Gibberella avenacea*（リンゴ水腐病、果梗腐病）、*Monilinia laxa*（和名なし）、*Pseudomonas syringae* pv. *syringae*（和名なし）、*Pseudomonas viridiflava*（和名なし）及び*Diaporthe tanakae*（リンゴ胴枯病）

イ （略）

本文第５（低温処理施設の登録）

第５ 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第２の３関係）

第24・第25 （略）

別紙５－３

ベトナム向けりんご

本文第１（目的及び定義）

第３ 検疫対象有害動植物（本文第１の４関係）

ア 高リスク有害動植物：*Botryosphaeria obtuse*（リンゴ黒腐病）、*Botryosphaeria ribis*（リンゴ胴腐病）、*Gibberella avenacea*（リンゴ水腐病、果梗腐病）、*Monilinia laxa*（和名なし）、*Pseudomonas syringae* pv. *syringae*（和名なし）、*Pseudomonas viridiflava*（和名なし）及び*Diaporthe tanakae*（リンゴ胴枯病）

イ （略）

本文第５（低温処理施設の登録）

第５ 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第２の３関係）

ア・イ （略）

ウ 注意事項：生産園地・生産施設登録申請書の備考欄にナシヒメシ
ンクイに対して講ずる第4のエ又は第31の措置内容を記載するもの
とする。

本文第6（くん蒸処理施設の登録）

第20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第6の1及び
2関係）

ア （略）

イ 添付書類：次に掲げる資料（ただし、第21のウの場合に限る。）
①～③ （略）

第21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第6の3関係）：次のアからウのい
ずれかに掲げる要件を満たすこと。

ア 輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）第4
条第2項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理
施設であって、同規程別表4の特A級又はA級に該当するくん蒸処
理施設

イ・ウ （略）

本文第7（栽培地検査）

第23の2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第7の1関係）

ア 提出期日：毎年3月31日

イ 添付書類：防除暦等

ウ 注意事項：生産園地・生産施設登録申請書の備考欄にナシヒメシ

ア・イ （略）

ウ 注意事項：生産園地・生産施設登録申請書の備考欄にナシヒメシ
ンクイに対して講ずる第4のウの措置内容を記載するものとする。

本文第6（くん蒸処理施設の登録）

第20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第6の2関
係）

ア （略）

イ 添付書類：次に掲げる資料（ただし、第21のイの場合に限る。）
①～③ （略）

第21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第6の3関係）：次のアからウのい
ずれかに掲げる要件を満たすこと。

ア 輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）第4
条第2項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理
施設であって、同規程別表4の特A級に該当するくん蒸処理施設

イ・ウ （略）

本文第7（栽培地検査）

（新設）

ンクイに対して講ずる第4のウの措置内容を記載するものとする。

本文第16（植物検疫証明書の交付）

第41 植物検疫証明書の追記（本文第16の5関係）：次の追記を行う。

ア・イ （略）

※ 植物防疫官は、植物検疫証明書の交付にあつて、別添の病虫害リストを添付するものとする。

本文第20（その他）

第45 その他（本文第20の2関係）：登録選果こん包施設、登録保管施設及び登録低温処理施設が同一の建物でない場合において、対象生果実を施設間で輸送するときは、植物防疫官の指導の下、病虫害再汚染防止措置を講じるものとする。

別添

PLANT PROTECTION SERVICE
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES
JAPANESE GOVERNMENT

Attached sheet

No. _____

Annex 1: List of quarantine pests

A. Disease pests with High risk rate (6):

Botryosphaeria obtusa (Schwein.) Shoem.

Dieback canker

Botryosphaeria ribis

Canker

Gibberella avenacea R.J.Cook

Fusarium blight/Tap root

本文第16（植物検疫証明書の交付）

第41 植物検疫証明書の追記（本文第16の5関係）：次の追記を行う。

ア・イ （略）

（新設）

第20（その他）

第45 その他（本文第20の2関係）：適用しない。

（新設）

<i>Monilinia laxa</i> (Aderh. & Ruhland)	Honey	Blossom blight
<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>syringae</i>	van Hall	Bacterial canker
<i>Pseudomonas viridiflava</i> (Burkholder)	Dowson	Bacterial leaf blight

B. Disease pests with Medium risk rate that symptom is likely to detect not on fruit but on any other parts (leaf or branch) (1):

<i>Phomopsis tanakae</i>	Diaporthe canker
--------------------------	------------------

C. Insect pests with Medium risk rate (8)

<i>Phynchites heros</i>	Roelofs	Curculio
<i>Diaspidiotus perniciosus</i>	(Comstock)	San Jose scale
<i>Lopholeucaspis japonica</i>	(Cockerell)	Japanese baton shaped scale
<i>Ostrinia scapularis</i>	(Walker)	Moth
<i>Grapholita inopinata</i>	Heinrich	Manchurian fruit moth
<i>Grapholita molesta</i>	(Busck)	Oriental fruit moth
<i>Spilonota albicana</i>	Motschulsky	Moth
<i>Argyresthia conjugella</i>	Zeller	Apple fruit miner

D. Disease pests with Medium risk rate that symptom is likely to detect on fruit (8):

<i>Alternaria mali</i>	Soft rot
<i>Botryosphaeria berengeriana</i> f.sp. <i>pyricola</i>	Physalospora canker
<i>Diaporthe eres</i>	Nitschke
<i>Gymnosporangium yamadae</i>	Miyabe ex G.
	Yamada Japanese rust of apple
<i>Monilia polystroma</i>	G.C.M.Leeuwen
	Brown rot fungi
<i>Phytophthora syringae</i>	Kleb.
	Fruit rot
<i>Phytophthora megasperma</i>	Drechsler
	Root rot
<i>Schizothyrium pomi</i>	(Mont.)v.Ar.
	Apple fly speck

XX

Place of issue PLANT PROTECTION STATION, (), JAPAN

Name of authorized office _____

Date_____

(Signature)

別紙 6

(新設)

タイ向けりんご等

本文第 1（目的及び定義）

第 1 対象生果実（本文第 1 の 2 関係）：タイ向けに輸出され、商業的に生産されるりんご（*Malus domestica*）、なし（*Pyrus pyrifolia*）、もも（*Prunus persica*）、さくらんぼ（*Prunus avium*）、かき（*Diospyros kaki*）、キウイフルーツ（*Actinidia deliciosa*）、いちご（*Fragaria × ananassa*）、ぶどう（*Vitis vinifera*）及びなす（*Solanum melongena*）の生果実

第 2 適用範囲（本文第 1 の 3 関係）：本別紙においては、本文第 2 の 7、8 及び 9、第 3 の 5 及び 6、第 4 から第 9 まで、第 11 の 4 から 6 まで、第 12 から第 14 まで、第 15 の 12 から 14 まで、第 17 並びに第 20 の 2 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物（本文第 1 の 4 関係）

ア 高リスク有害動植物：該当なし

イ 中リスク有害動植物：別表 1 のとおり。

本文第 2（生産園地・生産施設の登録）

第 4 生産園地の登録要件（本文第 2 の 1 関係）

ア 都道府県又は地域の農業協同組合その他の団体が定める農業生産
工程管理（Good Agricultral Practices 以下「GAP」という。）を踏ま
えた、有害動植物の防除が行われること（GAP の取得を義務付けるも
のではない。）。

イ 管理者により、アの措置の実施状況の記録が作成され、2年間保管
されること。

※1 申請に係る対象生果実の生産園地が複数ある場合であって、植物
防疫官が認めるときは、管理者から選出された者（以下「代表者」と
いう。）がそれらを取りまとめ、一つの生産園地として申請（以下「包
括申請」という。）を行うことができるものとする。

※2 管理者又は代表者は、本文第2の2の生産園地・生産施設登録申
請書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1）当該生産園地が、本文第2の1の申請の前年度に本文第2の5に
よる登録を受けている場合は、生産園地・生産施設登録申請書の備
考欄に、当該生産園地の登録生産園地・施設番号を記入すること。

（2）生産園地・生産施設登録申請書の面積欄、種類・名称欄、形態・
用途欄、ロット番号・品種名欄、栽培数欄及び栽培地検査申請先欄
の記入は不要とすること。

（3）包括申請を行う場合は、生産者氏名欄に代表者の氏名を記入する
こと。

第5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第2の 3関係）

ア 提出期日

① りんご、なし、かき、キウイフルーツ及びいちご：毎年6月30日

② もも、さくらんぼ、ぶどう及びなす：毎年1月31日

イ 添付書類：タイ向けりんご等の生果実生産園地登録申請一覧表（様式第1）

※1 包括申請の場合は、都道府県は、当該申請に係る生産者又は生産者団体に関する情報を管理・保管し、植物防疫官から要請があった場合は、当該情報を提出するものとする。

※2 申請書に第4の※2の（1）の記入がある場合は、都道府県は、タイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請一覧表の備考欄に、当該登録生産園地・施設番号を記入するものとする。

※3 植物防疫官は、本文第2の5の登録生産園地・登録生産施設一覧表の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1）登録生産園地・登録生産施設一覧表の登録生産園地・施設番号欄には、別表2の識別コードと植物防疫官が任意で定めた4桁の数字の組合せを記入し、当該登録生産園地・施設番号とする。

（2）登録生産園地・登録生産施設一覧表の面積欄の記入は不要とすること。

※4 植物防疫官は、本文第2の5の登録について、生果実ごとに次に掲げる期日までに行うものとする。なお、前年に登録された登録生産園地の登録は、当該期日付けで登録生産園地・生産施設一覧表から抹消されるものとする。

（1）りんご、なし、かき、キウイフルーツ及びいちご：毎年7月31日

(2) もも、さくらんぼ、ぶどう及びなす：毎年2月末日

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）：適用しない。

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日

① りんご、なし、かき、キウイフルーツ及びいちご：毎年6月30日

② もも、さくらんぼ、ぶどう及びなす：毎年1月31日

イ 添付書類

① 選果こん包施設の責任者が作成する生果実の等級付け、選果こん包、病虫害被害果の除去等に係る標準作業手順書（以下「標準作業手順書」という。）

② タイ向けりんご等の生果実選果こん包施設登録申請一覧表（様式第2）

※1 選果こん包施設の責任者は、本文第3の1により都道府県に提出する申請書に標準作業手順書を添付すること。

※2 選果こん包施設の責任者は、選果こん包施設登録申請書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 当該選果こん包施設が当該申請の前年度に本文第3による登録

を受けている場合は、選果こん包施設登録申請書の備考欄に登録
こん包施設番号を記入すること。

（２） 選果こん包施設登録申請書の選果技術員氏名欄及び夜間作業の
有無欄への記入は不要とすること。

※３ 都道府県は申請書に※２の（１）の記入がある場合は、タイ向
けりんご等の生果実選果こん包施設登録申請一覧表の備考欄に当
該登録選果こん包施設番号を記入するものとする。

第９ 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第３の３の（５）関
係）

ア 標準作業手順書に従って作業が行われること。

イ 施設内に登録生産園地以外で生産された生果実がある場合は、対
象生果実と物理的に隔離して保管できること。

ウ 選果こん包を行う対象生果実の生産者情報に係る記録を作成し、
２年間保管すること。

※１ 植物防疫官は、本文第３の３の登録選果こん包施設一覧表の作
成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）登録選果こん包施設一覧表の登録選果こん包施設番号欄には、
別表２の識別コードと植物防疫官が任意で定めた４桁の数字の組
合せを記入し、登録こん包施設番号とすること。なお、選果こん
包施設が複数の品目を取り扱う場合においては、同じ選果こん包
施設に対して複数の登録選果こん包施設番号を付与しないこと。

（２）登録選果こん包施設一覧表の選果技術員氏名欄及び夜間作業の
有無欄の記入は不要とすること。

※2 植物防疫官は、本文第3の3の登録について、生果実ごとに次に掲げる期日までに行うものとする。なお、前年に登録された登録選果こん包施設の登録は、当該期日付けで登録選果こん包施設一覧表から抹消されるものとする。

(1) りんご、なし、かき、キウイフルーツ及びいちご：毎年7月31

日

(2) もも、さくらんぼ、ぶどう及びなす：毎年2月末日

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）：適用しない。

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

本文第6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

本文第7（栽培地検査）：適用しない。

本文第8（栽培地検査報告書の交付）：適用しない。

本文第9（栽培地検査結果による登録の取消し）：適用しない。

本文第11（選果こん包の実施）

第29 選果こん包等の内容（本文第11の1の（9）関係）

ア 標準作業手順書に基づき、検疫対象病害虫の付着のない生果実を選果すること。

イ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。なお、タイ向けの表示（EXPORT TO THAILAND）については、こん包をパレット積みする場合は、パレット積みの各側面に表示することにより、各こん包への表示を省略することができる。

- ① タイ向けの表示（EXPORT TO THAILAND）
- ② 日本産の表示（Produce of Japan）
- ③ 輸出者名（Name of exporting company）
- ④ 対象生果実の名称（Name of fruit）
- ⑤ 登録選果こん包施設番号（Packinghouse code（PHC））
- ⑥ 登録生産園地番号（Production unit code（PUC））

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）：適用しない。

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

ア タイ農業・協同組合省農業局（以下「タイ農業局」という。）が発行する輸入許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（４）関係）

ア 検査荷口の単位：登録生産園地、登録選果こん包施設及び品種が

同一である荷口を1つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる登録生産園地又は品種の荷口をまとめて一つの検査荷口とすることができる。

イ 検査抽出数量：検査荷口ごとに2%以上（重量）

第38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第15の10の（3）関係）：抽出した各こん包の側面に、第29のイの表示があること。

第39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第15の13関係）：適用しない。

本文第16（植物検疫証明書の交付）

第40 輸出検査申請書の添付書類（本文第16の1関係）

ア タイ農業局が発行する輸入許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

ウ 目視検査報告書又はその写し（本文第15の2により、目視検査の申請を本文第16の1の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、この限りではない。）

※ 植物等輸出検査申請者は、船積み貨物として輸出する場合は、輸出検査申請書の備考欄（NACCSにあっては記事欄）に、コンテナ番号及びコンテナシール番号を記載するものとする。

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次に掲げる追記を行う。

ア The consignment of （対象生果実の名称を記入） fruit was produced and prepared for export in accordance with the conditions for import of （対象生果実の名称を記入） fruit from Japan to Thailand.

イ コンテナ番号及びコンテナシール番号（船積み貨物の場合に限る。）

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）：適用しない。

本文第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：適用しない。

別表 1（第 3 関係）

りんごの検疫対象有害動植物

学 名	和 名
<i>Rhynchites heros</i>	モモチョッキリゾウムシ
<i>Byturus tomentosus</i>	エゾキスイモドキ
<i>Pantomorus cervinus</i>	フラワーバラゾウムシ
<i>Eriosoma lanigerum</i>	リンゴワタムシ
<i>Aspidiotus nerii</i>	シロマルカイガラムシ
<i>Diaspidiotus ostreaeformis</i>	ウイリアムスマルカイガラムシ
<i>Hemiberlesia rapax</i>	ツバキマルカイガラムシ

<i>Ischnaspis longirostris</i>	クロイトカイガラムシ
<i>Lepidosaphes ulmi</i>	リンゴカキカイガラムシ
<i>Lopholeucaspis japonica</i>	ナシシロナガカイガラムシ
<i>Pseudaonidia duplex</i>	ミカンマルカイガラムシ
<i>Pseudaulacaspis pentagona</i>	クワシロカイガラムシ
<i>Caliroa cerasi</i>	オウトウナメクジハバチ
<i>Carposina sasakii</i>	モモシンクイガ
<i>Stathmopoda auriferella</i>	キイロマイコガ
<i>Ostrinia scapulalis</i>	アズキノメイガ
<i>Acleris boscana</i>	和名なし（ハマキガ科の１種）
<i>Adoxophyes orana</i>	リンゴコカクモンハマキ
<i>Argyrotaenia ljugiana</i>	和名なし（ハマキガ科の１種）
<i>Cacoecimorpha pronubana</i>	和名なし（ハマキガ科の１種）
<i>Grapholita dimorpha</i>	スモモヒメシンクイ
<i>Grapholita inopinata</i>	リンゴコシンクイ
<i>Grapholita molesta</i>	ナシヒメシンクイ
<i>Pandemis heparana</i>	トビハマキ
<i>Spilonota albicana</i>	ニセシロヒメシンクイ
<i>Spilonota lechriaspis</i>	リンゴハイイロハマキ
<i>Spilonota ocellana</i>	リンゴシロハマキ
<i>Spilonota prognathana</i>	ハシバミシロヒメハマキ
<i>Argyresthia assimilis</i>	セジロメムシガ
<i>Argyresthia conjugella</i>	リンゴヒメシンクイ
<i>Ponticulothrips diospyrosi</i>	カキクダアザミウマ

<i>Taeniothrips inconsequens</i>	ナシアザミウマ
<i>Aculus schlechtendali</i>	リンゴサビダニ
<i>Amphitetranychus viennensis</i>	オウトウハダニ
<i>Panonychus ulmi</i>	リンゴハダニ
<i>Tetranychus turkestanii</i>	和名なし（ハダニ科の１種）
<i>Pseudomonas cichorii</i>	和名なし（ <i>Pseudomonas</i> 属の１種による病害）
<i>Alternaria mali</i>	斑点落葉病
<i>Botryosphaeria berengeriana</i> f. sp. <i>piricola</i>	輪紋病
<i>Botryosphaeria obtusa</i>	黒腐病
<i>Ceratobasidium ochroleucum</i>	和名なし（ <i>Ceratobasidium</i> 属の１種による病害）
<i>Chondrostereum purpureum</i>	銀葉病
<i>Diaporthe eres</i>	和名なし（ <i>Diaporthe</i> 属の１種による病害）
<i>Diaporthe tanakae</i>	胴枯病
<i>Diplocarpon maculatum</i>	和名なし（ <i>Diplocarpon</i> 属の１種による病害）
<i>Gymnosporangium yamadae</i>	赤星病
<i>Monilia polystroma</i>	灰星病
<i>Monilinia fructicola</i>	灰星病
<i>Monilinia fructigena</i>	灰星病

<i>Monilinia laxa</i>	和名なし（ <i>Monilinia</i> 属の 1 種による病害）
<i>Mycosphaerella pomi</i>	黒点病
<i>Neofabraea malicorticis</i>	和名なし（ <i>Neofabraea</i> 属の 1 種による病害）
<i>Neonectria ditissima</i>	和名なし（ <i>Neonectria</i> 属の 1 種による病害）
<i>Phyllachora pomigena</i>	和名なし（ <i>Phyllachora</i> 属の 1 種による病害）
<i>Phyllosticta solitaria</i>	褐紋病
<i>Phytophthora cambivora</i>	疫病
<i>Phytophthora cryptogea</i>	和名なし（ <i>Phytophthora</i> 属の 1 種による病害）
<i>Phytophthora syringae</i>	疫病
<i>Podosphaera clandestina</i>	和名なし（ <i>Podosphaera</i> 属の 1 種による病害）
<i>Schizothyrium pomi</i>	すす点病
<i>Truncatella hartigii</i>	ペスタロチア病
<i>Venturia carpophila</i>	そうか病
<i>Venturia inaequalis</i>	黒星病
<i>Venturia pyrina</i>	和名なし（ <i>Venturia</i> 属の 1 種による病害）

なしの検疫対象有害動植物

学 名	和 名
<i>Rhynchites heros</i>	モモチョッキリゾウムシ
<i>Resseliella yagoi</i>	ナシシンクイタマバエ
<i>Eriosoma lanigerum</i>	リンゴワタムシ
<i>Ceroplastes japonicus</i>	カメノコロウムシ
<i>Diaspidiotus ostreaeformis</i>	ウイリアムスマルカイガラムシ
<i>Lepidosaphes conchiformioides</i>	ナシカキカイガラムシ
<i>Lopholeucaspis japonica</i>	ナシシロナガカイガラムシ
<i>Pseudaonidia duplex</i>	ミカンマルカイガラムシ
<i>Pseudaulacaspis pentagona</i>	クワシロカイガラムシ
<i>Dolycoris baccarum</i>	ブチヒゲカメムシ
<i>Aphanostigma iaksuiense</i>	キナコネアブラムシ
<i>Crisicoccus azaleae</i>	アザレアコナカイガラムシ
<i>Crisicoccus matsumotoi</i>	マツモトコナカイガラムシ
<i>Crisicoccus seuratus</i>	マツモトコナカイガラムシ
<i>Dysmicoccus wistariae</i>	セスジコナカイガラムシ
<i>Planococcus kraunhiae</i>	フジコナカイガラムシ
<i>Cacopsylla pyrisuga</i>	ナシキジラミ
<i>Hoplocampa pyricola</i>	ナシミハバチ
<i>Carposina sasakii</i>	モモシンクイガ
<i>Spulerina astaurota</i>	ナシホソガ
<i>Acrobasis pyrivorella</i>	ナシマダラメイガ
<i>Nephopterix bicolorella</i>	ナカアカスジマダラメイガ

<i>Pempelia heringii</i>	和名なし (<i>Pempelia</i> 属の 1 種)
<i>Adoxophyes orana</i>	リンゴコカクモンハマキ
<i>Grapholita dimorpha</i>	スモモヒメシンクイ
<i>Grapholita inopinata</i>	リンゴコシンクイ
<i>Grapholita molesta</i>	ナシヒメシンクイ
<i>Pandemis heparana</i>	トビハマキ
<i>Spilonota albicana</i>	ニセシロヒメシンクイ
<i>Spilonota ocellana</i>	リンゴシロハマキ
<i>Argyresthia assimilis</i>	セジロメムシガ
<i>Argyresthia conjugella</i>	リンゴヒメシンクイ
<i>Taeniothrips inconsequens</i>	ナシアザミウマ
<i>Aculus schlechtendali</i>	リンゴサビダニ
<i>Eriophyes chibaensis</i>	ニセナシサビダニ
<i>Amphitetranychus viennensis</i>	オウトウハダニ
<i>Bryobia praetiosa</i>	クローバーハダニ
<i>Panonychus ulmi</i>	リンゴハダニ
<i>Alternaria gaisen</i>	黒斑病
<i>Botryosphaeria berengeriana</i> f. sp. <i>piricola</i>	輪紋病
<i>Botryosphaeria dothidea</i>	枝枯病
<i>Botryosphaeria obtusa</i>	和名なし (<i>Botryosphaeria</i> 属の 1 種に よる病害)
<i>Diaporthe eres</i>	胴枯病
<i>Gymnosporangium asiaticum</i>	赤星病

<i>Monilinia fructicola</i>	灰星病
<i>Monilinia fructigena</i>	灰星病
<i>Monilinia laxa</i>	和名なし（ <i>Monilinia</i> 属の 1 種による病害）
<i>Mycosphaerella pomi</i>	黒点病
<i>Neonectria ditissima</i>	和名なし（ <i>Neonectria</i> 属の 1 種による病害）
<i>Phomopsis fukushii</i>	胴枯病
<i>Phyllachora pomigena</i>	和名なし（ <i>Phyllachora</i> 属の 1 種による病害）
<i>Phytophthora syringae</i>	疫病
<i>Schizothyrium pomi</i>	すす点病
<i>Venturia nashicola</i>	黒星病
<i>Venturia pyrina</i>	和名なし（ <i>Venturia</i> 属の 1 種による病害）

ももの検疫対象有害動植物

学 名	和 名
<i>Rhynchites heros</i>	モモチョッキリゾウムシ
<i>Pantomorus cervinus</i>	フラワーバラゾウムシ
<i>Popillia japonica</i>	マメコガネ
<i>Pseudaulacaspis pentagona</i>	クワシロカイガラムシ
<i>Carposina sasakii</i>	モモシンクイガ
<i>Endoclyta excrescens</i>	コウモリガ

<i>Stathmopoda auriferella</i>	キイロマイコガ
<i>Archips fuscocupreanus</i>	ミダレカクモンハマキ
<i>Grapholita dimorpha</i>	スモモヒメシンクイ
<i>Grapholita molesta</i>	ナシヒメシンクイ
<i>Amphitetranychus viennensis</i>	オウトウハダニ
<i>Deroceras laeve</i>	ノハラナメクジ
<i>Erwinia nigrifluens</i>	せん孔細菌病
<i>Xanthomonas arboricola</i> pv. <i>pruni</i>	せん孔細菌病
<i>Botryosphaeria dothidea</i>	和名なし（ <i>Botryosphaeria</i> 属の 1 種による病害）
<i>Monilinia fructicola</i>	灰星病
<i>Monilinia laxa</i>	和名なし（ <i>Monilinia</i> 属の 1 種による病害）
<i>Podosphaera tridactyla</i>	うどんこ病
<i>Taphrina deformans</i>	縮葉病
<i>Venturia carpophila</i>	和名なし（ <i>Venturia</i> 属の 1 種による病害）

さくらんぼの検疫対象有害動植物

学 名	和 名
<i>Involvulus cylindricollis</i>	ツツムネチヨッキリゾウムシ
<i>Anthonomus rectirostris</i>	オビモンハナゾウムシ
<i>Pantomorus cervinus</i>	フラワーバラゾウムシ
<i>Euphranta japonica</i>	オウトウハマダラミバエ

<i>Myzus cerasi</i>	ニワウメクロコブアブラムシ
<i>Parthenolecanium corni</i>	ミズキカタカイガラムシ
<i>Aspidiotus nerii</i>	シロマルカイガラムシ
<i>Lepidosaphes ulmi</i>	リンゴカキカイガラムシ
<i>Lopholeucaspis japonica</i>	ナシシロナガカイガラムシ
<i>Pseudaulacaspis pentagona</i>	クワシロカイガラムシ
<i>Caliroa cerasi</i>	オウトウナメクジハバチ
<i>Operophtera brumata</i>	ナミスジフユナミシャク
<i>Grapholita molesta</i>	ナシヒメシンクイ
<i>Taeniothrips inconsequens</i>	ナシアザミウマ
<i>Amphitetranychus viennensis</i>	オウトウハダニ
<i>Panonychus ulmi</i>	リンゴハダニ
<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>morsprunorum</i>	和名なし（ <i>Pseudomonas</i> 属の 1 種による 病害）
<i>Xanthomonas arboricola</i> pv. <i>pruni</i>	和名なし（ <i>Xanthomonas</i> 属の 1 種による 病害）
<i>Monilinia fructicola</i>	灰星病
<i>Monilinia fructigena</i>	和名なし（ <i>Monilinia</i> 属の 1 種による病 害）
<i>Monilinia kusanoi</i>	幼果菌核病
<i>Monilinia laxa</i>	灰星病
<i>Podosphaera clandestina</i> var. <i>clandestina</i>	和名なし（ <i>Podosphaera</i> 属の 1 種による 病害）
<i>Podosphaera tridactyla</i>	うどんこ病

<i>Taphrina deformans</i>	和名なし（ <i>Taphrina</i> 属の 1 種による病害）
---------------------------	------------------------------------

かきの検疫対象有害動植物

学 名	和 名
<i>Pantomorus cervinus</i>	フラワーバラゾウムシ
<i>Ceroplastes floridensis</i>	フロリダロウムシ
<i>Parthenolecanium corni</i>	ミズキカタカイガラムシ
<i>Aspidiotus nerii</i>	シロマルカイガラムシ
<i>Hemiberlesia rapax</i>	ツバキマルカイガラムシ
<i>Ischnaspis longirostris</i>	クロイトカイガラムシ
<i>Lepidosaphes conchiformioides</i>	ナシカキカイガラムシ
<i>Lepidosaphes cupressi</i>	カキノキカキカイガラムシ
<i>Lepidosaphes kuwacola</i>	クワカキカイガラムシ
<i>Lepidosaphes ulmi</i>	リンゴカキカイガラムシ
<i>Lopholeucaspis japonica</i>	ナシシロナガカイガラムシ
<i>Parlatoria theae</i>	チャノクロホシカイガラムシ
<i>Pinnaspis strachani</i>	コンマカイガラムシ
<i>Pseudaonidia duplex</i>	ミカンマルカイガラムシ
<i>Pseudaulacaspis pentagona</i>	クワシロカイガラムシ
<i>Eriococcus largerstroemiae</i>	サルスベリフクロカイガラムシ
<i>Crisicoccus azaleae</i>	アザレアコナカイガラムシ
<i>Crisicoccus matsumotoi</i>	マツモトコナカイガラムシ
<i>Dysmicoccus wistariae</i>	セスジコナカイガラムシ

<i>Phenacoccus pergandei</i>	オオワタコナカイガラムシ
<i>Planococcus kraunhiae</i>	フジコナカイガラムシ
<i>Stathmopoda masinissa</i>	カキノヘタムシガ
<i>Grapholita molesta</i>	ナシヒメシンクイ
<i>Homona magnanima</i>	チャハマキ
<i>Homonopsis illotana</i>	ツヤスジハマキ
<i>Lobesia aeolopa</i>	ホソバチビヒメハマキ
<i>Ponticulothrips diospyrosi</i>	カキクダアザミウマ
<i>Aceria diospyri</i>	カキサビダニ
<i>Tenuipalpus zhizhilashviliae</i>	カキヒメハダニ
<i>Panonychus ulmi</i>	リンゴハダニ
<i>Adisciso kaki</i>	黒星落葉病
<i>Aureobasidium pullulans</i>	すす病
<i>Colletotrichum horii</i>	炭疽病
<i>Cryptosporiopsis kaki</i>	和名なし（ <i>Cryptosporiopsis</i> 属の 1 種による病害）
<i>Diaporthe eres</i>	和名なし（ <i>Diaporthe</i> 属の 1 種による病害）
<i>Elsinoë diospyri</i>	和名なし（ <i>Elsinoë</i> 属の 1 種による病害）
<i>Monilinia fructigena</i>	和名なし（ <i>Monilinia</i> 属の 1 種による病害）
<i>Mycosphaerella nawae</i>	円星落葉病

<i>Neofusicoccum parvum</i>	和名なし (<i>Neofusicoccum</i> 属の 1 種による病害)
<i>Pestalotia diospyri</i>	葉枯病
<i>Pestalotiopsis acaciae</i>	葉枯病
<i>Pestalotiopsis crassiuscula</i>	葉枯病
<i>Pestalotiopsis foedans</i>	果実軟腐病
<i>Pestalotiopsis glandicola</i>	葉枯病
<i>Pestalotiopsis longiseta</i>	果実軟腐病
<i>Phoma kakivora</i>	黒点病
<i>Phoma loti</i>	枝枯病

キウイフルーツの検疫対象有害動植物

学 名	和 名
<i>Pantomorus cervinus</i>	フラワーバラゾウムシ
<i>Aspidiotus nerii</i>	シロマルカイガラムシ
<i>Hemiberlesia rapax</i>	ツバキマルカイガラムシ
<i>Pseudaulacaspis pentagona</i>	クワシロカイガラムシ
<i>Stathmopoda auriferella</i>	キイロマイコガ
<i>Adoxophyes orana</i>	リンゴコカクモンハマキ
<i>Lobesia aeolopa</i>	ホソバチビヒメハマキ
<i>Botryosphaeria dothidea</i>	果実軟腐病
<i>Pseudocercospora actinidiae</i>	すす斑病

いちごの検疫対象有害動植物

学 名	和 名
<i>Anthonomus bisignifer</i>	イチゴハナゾウムシ
<i>Popillia japonica</i>	マメコガネ
<i>Lamoria glauca</i>	アカフツヅリガ
<i>Pandemis heparana</i>	トビハマキ
<i>Monilinia fructigena</i>	和名なし（ <i>Monilinia</i> 属の 1 種による病害）
<i>Podosphaera aphanis</i>	和名なし（ <i>Podosphaera</i> 属の 1 種による病害）

ぶどうの検疫対象有害動植物

学 名	和 名
<i>Harmonia axyridis</i>	ナミテントウ
<i>Carpophilus humeralis</i>	和名なし（ <i>Carpophilus</i> 属の 1 種）
<i>Popillia japonica</i>	マメコガネ
<i>Aleurolobus taenabae</i>	ブドウコナジラミ
<i>Macrosiphum euphorbiae</i>	チューリップヒゲナガアブラムシ
<i>Parthenolecanium corni</i>	ミズキカタカイガラムシ
<i>Aspidiotus nerii</i>	シロマルカイガラムシ
<i>Hemiberlesia rapax</i>	ツバキマルカイガラムシ
<i>Pinnaspis strachani</i>	コンマカイガラムシ
<i>Pseudaulacaspis pentagona</i>	クワシロカイガラムシ

<i>Apolygus lucorum</i>	コアオカスミカメ
<i>Apolygus spinolae</i>	ツマグロアオカスミカメ
<i>Viteus vitifoliae</i>	ブドウネアブラムシ
<i>Crisicoccus matsumotoi</i>	マツモトコナカイガラムシ
<i>Planococcus kraunhiae</i>	フジコナカイガラムシ
<i>Platyptilia ignifera</i>	ブドウオオトリバ
<i>Diaphania indica</i>	ワタヘリクロノメイガ
<i>Cacoecimorpha pronubana</i>	和名なし (<i>Cacoecimorpha</i> 属の 1 種)
<i>Eupoecilia ambiguella</i>	ブドウホソハマキ
<i>Sparganothis pilleriana</i>	テングハマキ
<i>Drepanothrips reuteri</i>	和名なし (<i>Drepanothrips</i> 属の 1 種)
<i>Hercinothrips femoralis</i>	クリバネアザミウマ
<i>Thrips setosus</i>	ダイズウスイロアザミウマ
<i>Calepitrimerus vitis</i>	ブドウサビダニ
<i>Brevipalpus lewisi</i>	ブドウヒメハダニ
<i>Pseudomonas viridiflava</i>	和名なし (<i>Pseudomonas</i> 属の 1 種による病害)
<i>Xylophilus ampelinus</i>	つる割細菌病
<i>Botryosphaeria obtusa</i>	和名なし (<i>Botryosphaeria</i> 属の 1 種による病害)
<i>Diaporthe melonis</i> var. <i>brevistyllospora</i>	和名なし (<i>Diaporthe</i> 属の 1 種による病害)
<i>Elsinoë ampelina</i>	黒とう病
<i>Erysiphe necator</i>	うどんこ病

<i>Monilia polystroma</i>	和名なし（ <i>Monilia</i> 属の 1 種による病害）
<i>Monilinia fructigena</i>	和名なし（ <i>Monilinia</i> 属の 1 種による病害）
<i>Monilinia fructicola</i>	和名なし（ <i>Monilinia</i> 属の 1 種による病害）
<i>Pestalotiopsis menezesiana</i>	ペスタロチアつる枯病
<i>Pestalotiopsis uvicola</i>	大房枯病
<i>Phomopsis viticola</i>	つる割病
<i>Physalospora baccae</i>	和名なし（ <i>Physalospora</i> 属の 1 種による病害）
<i>Pilidiella castaneicola</i>	和名なし（ <i>Pilidiella</i> 属の 1 種による病害）
<i>Pilidiella diplodiella</i>	和名なし（ <i>Pilidiella</i> 属の 1 種による病害）
<i>Uncinula necator</i>	うどんこ病

なすの検疫対象有害動植物

学 名	和 名
<i>Mamestra brassicae</i>	ヨトウガ
<i>Xestia c-nigrum</i>	シロモンヤガ
<i>Thrips setosus</i>	ダイズウスイロアザミウマ
<i>Pseudomonas cichorii</i>	褐斑細菌病
<i>Phomopsis vexans</i>	褐紋病

別表 2（第 5 及び第 9 関係）

都道府県	登録園地番号 識別コード	登録選果こん包施設 識別コード
北海道	01	H K
青森県	02	A M
岩手県	03	I T
宮城県	04	M G
秋田県	05	A T
山形県	06	Y M
福島県	07	F S
茨城県	08	I G
栃木県	09	T G
群馬県	10	G M
埼玉県	11	S T
千葉県	12	C B
東京都	13	T K
神奈川県	14	K N
新潟県	15	N G
富山県	16	T Y
石川県	17	I K
福井県	18	F K
山梨県	19	Y N
長野県	20	N N

岐阜県	21	G F
静岡県	22	S O
愛知県	23	A C
三重県	24	M E
滋賀県	25	S G
京都府	26	K T
大阪府	27	O S
兵庫県	28	H G
奈良県	29	N R
和歌山県	30	W K
鳥取県	31	T T
島根県	32	S N
岡山県	33	O Y
広島県	34	H S
山口県	35	Y G
徳島県	36	T O
香川県	37	K A
愛媛県	38	E H
高知県	39	K O
福岡県	40	F O
佐賀県	41	S A
長崎県	42	N S
熊本県	43	K M
大分県	44	O T

宮崎県	45	M Z
鹿児島県	46	K G
沖縄県	47	O N

様式第 1 （第 5 関係）

タイ向け輸出りんご等の生果実生産園地登録申請一覧表（ 年度）

都道府県名（Prefecture）

生産園地名 Name of orchard	生果実名 Name of fruits	生産者氏名 Name of person grower	生産園地の 所在地 Address of orchard	備考 Notes

（注）生産園地名、生果実名、生産者氏名及び生産園地の所在地については、英文併記とすること。

様式第 2（第 8 関係）

タイ向けりんご等の生果実選果こん包施設登録申請一覧表（ 年度）

都道府県名（Prefecture）

選果こん包 施 設 名 Name of packinghouse	生果実名 Name of fruits	選果こん包施設の 所在地及び連絡先 Address and phone number	選果こん包 施設 責任者氏名 Name of person in charge	備考 Notes

- （注） 1 標準作業手順書の写しを添付すること。
- （注） 2 選果こん包施設名、生果実名、所在地及び責任者氏名については、英文併記とすること。
- （注） 3 登録後に植物防疫所ホームページに掲載されることを望まない場合は、備考欄にその旨を記載すること。

別紙 7

(新設)

ニュージーランド向けかんきつ

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : ニュージーランド向けに輸出する
次に掲げるかんきつ類 (葉及び茎を除く。) の生果実

ア *Citrus reticulata* (ぽんかん等)

イ *C. unshiu* (うんしゅうみかん)

ウ *C. deliciosa*

エ *C. sinensis*

オ *C. iyo* (いよかん)

カ *C. paradisi*

キ *C. hassaku* (はっさく)

ク アからキまでの交雑種 (清見、不知火等)

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、本文第 2 の 9、
第 3 の 3 の (1) 及び 6、第 4 から第 6 まで、第 7 の 10、第 8 の 1 の
(2) 及び (4) 並びに 2 の (2)、第 10、第 11 の 4 から 6 まで、第
12 から第 14 まで並びに第 17 の 1、2、5 及び 6 については、適用し
ない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物 : *Bactrocera tsuneonis* (ミカンバエ) 及び
Bactrocera latifrons (ナスミバエ。 *C. paradisi* 及び *C. hassaku*
を除く。以下同じ。)

イ 中リスク有害動植物：*Chaetanaphothrips orchidii*（ランノオビアザミウマ）、*Diaphorina citri*（ミカンキジラミ）、*Eotetranychus lewisi*（レイスアケハダニ）、*Nipaecoccus viridis*（タマコナカイガラムシ）、*Planococcus kraunhiae*（フジコナカイガラムシ）、*Scirtothrips dorsalis*（チャノキイロアザミウマ）、*Tetranychus kanzawai*（カンザワハダニ）、*Aculops pelekassi*（ミカンサビダニ）、*Aonidiella citrina*（キマルカイガラムシ）、*Aonidiella comperei*（マルカイガラムシ科）、*Aspidiotus destructor*（ウスイロマルカイガラムシ）、*Aspidiotus excisus*（クサギウスマルカイガラムシ）、*Chrysomphalus aonidum*（アカホシマルカイガラムシ）、*Chrysomphalus dictyospermi*（オンシツマルカイガラムシ）、*Diaspidiotus degeneratus*（サカキマルカイガラムシ）、*Fiorinia fiorinae*（コノハマルカイガラムシ）、*Fiorinia proboscidea*（ゾウビコノハカイガラムシ）、*Howardia biclavis*（カワムグリカイガラムシ）、*Lepidosaphes conchiformis*（ナシカキカイガラムシ）、*Lepidosaphes gloverii*（ミカンナガカキカイガラムシ）、*Morganella longispina*（イチジクマルカイガラムシ）、*Parlatoria cinerea*（マツリクロホシカイガラムシ）、*Parlatoria pergandii*（マルクロホシカイガラムシ）、*Parlatoria ziziphi*（ヒメクロカイガラムシ）、*Pinnaspis strachani*（コンマカイガラムシ）、*Pseudaonidia trilobitiformis*（コバンマルカイガラムシ）、*Pseudaulacaspis pentagona*（クワシロカイガラムシ）、*Selenaspidus articulatus*（マルカイガラムシ科の一種）、*Unaspis citri*（マルカイガラムシ科の一種）、*Unaspis euonymi*（マサキナガカイガラムシ）、*Unaspis yanonensis*（ヤノネカイガラムシ）、

Xanthomonas citri (カンキツかいよう病菌)、*Elsinoe australis*
(和名なし、英名 Sweet orang scab) 及び *Phytophthora palmivora*
(カンキツ褐色腐敗病菌)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

- ア 静岡県内の生産園地であること。
- イ 都道府県の指導の下、発生予察、防除暦等を踏まえた薬剤散布を
含む総合的病害虫管理が実施されること。
- ウ 管理者により、イの実施状況の記録が作成され、2 年間保管され
ること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出 (本文第 2 の 3 関係)

- ア 提出期日：毎年 2 月末日
- イ 添付書類：生産園地の所在地に係る地図

第 6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出 (本文 第 2 の 8 関係)

- ア 提出期日：毎年 9 月 30 日
- イ 添付書類：生産園地の所在地に係る地図

第 7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出 (本文第 2 の 9 関係)：適用 しない。

本文第 3 (選果こん包施設の登録)

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年3月31日

イ 添付書類：選果こん包施設の所在地に係る地図、平面図及び保管場所図

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）：選果後の対象生果実を生産園地ごとに保管できること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）

ア 提出期日：毎年9月30日

イ 添付書類：選果こん包施設の所在地に係る地図、平面図及び保管場所図

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

本文第6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

本文第7（栽培地検査）

第23の2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第7の1関係）

ア 提出期日：毎年2月末日

イ 添付書類：生産園地の所在地に係る地図

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）：次によりトラップ調査を実施するものとする。

ア 対象有害動植物：ミカンバエ及びナスミバエ

イ トラップの種類：ガロントラップ

ウ 誘引剤（交換頻度）：蛋白質加水分解物（2 週間に 1 回）

エ 設置密度：1 km² 当たり 1 個

オ 実施時期及び回数：4 月 10 日から 11 月 30 日まで、2 週間に 1 回

カ 方法：登録生産園地及びその周辺にトラップを設置し、ミカンバエ及びナスミバエの捕獲の有無を確認するものとする。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）：適用しない。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）：適用しない。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ及びナスミバエ

イ 措置内容：ミカンバエ及びナスミバエが発見された登録生産園地が所在する都道府県内に存在する全ての登録園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）：対象生果実の
こん包の側面には、次の字句を表示すること。

ア こん包年月日（Packing date）

イ 登録生産園地・施設番号（Code of registered orchard）

ウ 登録選果こん包施設番号（Code of registered packing
facility）

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措
置内容（本文第 11 の 5 関係）：適用しない。

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）：目視検査後の当
該荷口の保管計画（輸出港において海上コンテナに積み替える場合に
限る。）

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とす
る。

イ 検査抽出数量：別表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：こ
ん包の側面に第 29 の表示が記載されていること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 13 関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ及びナスミバエ

イ 措置内容：植物防疫官は、ミカンバエ又はナスミバエが確認された荷口の対象生果実を生産した登録生産園地が所在する都道府県の全ての登録園地で生産された対象生果実について、植物検疫証明書の発給を停止するとともに、当該都道府県内の全ての登録生産園地の登録を取り消し、当該都道府県にその旨通知するものとする。

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

ア 第 36 の保管計画（輸出港において海上コンテナに積み替える場合に限る。）

イ 栽培地検査報告書の原本又はその写し

ウ 目視検査報告書の原本又はその写し（ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りでない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：植物検疫証明書の消毒の欄に消毒に関する事項を記載し、かつ、次の追記を行う。

ア *C. paradisi* 又は *C. hassaku* の場合

“This consignment was produced and prepared for export in accordance with the agreed bilateral arrangement.”

“This consignment was sourced from a pest-free area for *Bactrocera tsuneonis*.”

イ ア以外の場合

“This consignment was produced and prepared for export in accordance with the agreed bilateral arrangement.”

“This consignment was sourced from a pest-free area for *Bactrocera tsuneonis* and *Bactrocera latifrons*.”

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用しない。

本文第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）

ア ニュージーランドにおける輸入検査において、ミカンバエ又はナスミバエが発見された場合は、その原因の特定及び適切な措置が講じられるまでの間、当該生果実を生産した登録生産園地が所在する都道府県からの対象生果実の輸出は全て停止される。このため、ニュージーランド植物防疫機関からその旨の通知を受けた時から対象生果実の輸出の再開が認められるまでの間、植物検疫証明書の交付を停止するものとする。

イ 植物防疫官は、毎年輸出シーズンに先立ち、登録生産園地、登録選果こん包施設等の関係者に対し、対象生果実の検疫条件に関する研修を行うものとする。

ウ 植物防疫官は、登録生産園地及び登録選果こん包施設を少なくとも年に1回訪問し、対象生果実の検疫措置が適切に実施されていることを確認するものとする。

別表（第37関係）

目視検査数量

検査荷口の大きさ（kg）	抽出量
200 未満	20%以上
200 以上 1,000 未満	40kg 以上
1,000 以上 2,000 未満	60kg 以上
2,000 以上 5,000 未満	80kg 以上
5,000 以上 10,000 未満	130kg 以上
10,000 以上	180kg 以上

別記様式（本文第7の8関係）

検査成績表（ 年度ニュージーランド向けかんきつ類）

Result of monitoring survey for *Bactrocera tsuneonis* and *Bactrocera latifrons*

登録検査機関検査員氏名
補助員氏名

植物防疫官氏名

登録生産園地・施設番号：

トラップ番号 Trap NO.	調査日 Date of Survey				

（注）ミカンバエ又はナスミバエが発見された場合は発見害虫名及び頭数を記載し、発見されなかった場合は×を記載すること。

附 則

（施行期日）

第 1 この通知は、令和 6 年 7 月 23 日から施行する。

（経過措置）

第 2 この通知の施行日前にこの通知による廃止前のタイ向けりんご等の生果実輸出検疫実施要領（平成 31 年 3 月 31 日付け 30 消安第 5305 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき登録された生産園地、選果こん包施設については、この通知により登録されたものとみなす。

2 この通知の施行の際現に行われているこの通知による廃止前のタイ向けりんご等の生果実輸出検疫実施要領に基づく生産園地、選果こん包施設、目視検査及び植物検疫証明書の発給に係る手続については、なお従前の例によることができる。